

四日市市衛生検査センターに関する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第40号

四日市市衛生検査センターに関する規則

(設置)

第1条 微生物検査及び理化学検査を行い、市民の衛生環境の向上を図るため、衛生検査センター（以下「センター」という。）を設置する。

(所管)

第2条 センターは、健康福祉部食肉・衛生検査所の所管とする。

(分掌事務)

第3条 センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 感染症検査、特定感染症検査及び肝炎検査に係る試験検査に関すること。
- (2) 食品収去検査及び食中毒等検査に係る試験検査に関すること。
- (3) その他保健衛生に係る試験検査に関すること。
- (4) センターの庶務に関すること。

(職員)

第4条 センターにセンター長その他の職員を置く。

2 センター長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(専決)

第5条 センター長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

- (1) 職員の休暇及び欠勤に関すること。
- (2) 職員の時間外勤務命令、休日勤務命令並びに勤務時間等の振替及び変更に関すること。
- (3) 職員の市内及び市外出張命令並びに復命に関すること。
- (4) 定例の報告等に関すること。
- (5) 前各号に準ずる軽易な事務に関すること。

(センターの処務)

第6条 センターの処務については、この規則に定めるもののほか、四日市市保健所

処務規程（平成20年四日市市訓令第10号）によるものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。